

意見書案第 1 号

普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた環境影響評価書の公開と同飛行場の県外・国外への移設を求める県民の意見を知事意見に反映させることを求める意見書

防衛省沖縄防衛局が 12 月 28 日午前 4 時過ぎ県に搬入した普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた環境影響評価書の内容が報道された。新聞報道によると、評価書で初めて明記された普天間飛行場代替施設への垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイ配備に関し、睡眠障害、健康被害等々が指摘される特有な低周波音について心理的、生理的影響を受ける可能性が生じる値を予測している。準備書で示した「うるささ指数」に関しても 14 調査地点全てで上回る値を見込み、同機が放つ騒音による生活環境悪化の見通しが顕著となっている。

一方、飛行経路が台形から楕円形へと変更され「周辺地域上空を基本的に回避する方向」との表現に変え、住宅地上空の飛行を明確には否定せず、米軍の「運用上の所要等」で飛行場に離着陸する際の楕円形場周経路を外れる場合もあるとしている。また、航空機が別の基地へ移動する際の飛行経路は盛り込まれておらず、集落地域に与える騒音の影響が予測を上回る可能性も十分に考えられるという。

準備書への知事意見に対する事業者の見解が示されたが、「米軍の運用の細部に関するもので、具体的に示すのは困難」等明確に答えていない箇所がみられ、航空機運航に伴い電波障害が悪化する見込みも明らかになったと記載されている。

よって、名護市議会は、市民・県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、普天間飛行場代替施設に係る評価書を早急に県民へ公開することと、審査会において慎重な審査を求めるとともに同飛行場の県外、国外への移設を望み、埋立てを認めぬ県民の意見を広く取り入れ、知事意見に反映させることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 1 月 13 日

沖縄県名護市議会

あて先 沖縄県知事